

神戸市と山陽電気鉄道株式会社との事業連携協定書

神戸市（以下「甲」という。）と山陽電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携することで、第1条に示す連携事項の取り組みにより、須磨・垂水の沿線エリアを一体と捉えた地域活性化を一層加速させ、交流人口の創出・回遊や駅からはじまる暮らしやすいまちづくりを目指し、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 神戸市内の山陽電車の駅を中心としたにぎわいのあるまちづくり
- (2) 須磨浦エリアの魅力発信と神戸登山プロジェクトの推進
- (3) 須磨・垂水の沿線エリアを一体と捉えた公共交通による回遊性向上
- (4) 垂水駅前活性化へ向けた協働
- (5) 各事業に係る沿線への情報発信
- (6) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取り組みを実現するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報（既に公知又は公用の情報は除く。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和10年3月31日までとする。但し、必要がある場合は甲及び乙が協議のうえ書面をもって更新することができるものとする。

（連携方針の協議）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいた当該年度の連携事業の実績を総括したうえで、次年度の連携方針を協議するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

（疑義）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決する。また、甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月17日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

乙 山陽電気鉄道株式会社

代表者 代表取締役社長